

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 27 日

都道府県勤務環境改善担当者 殿

厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室

医療勤務環境改善支援に向けた年次活動計画の策定等について(依頼)

医療機関の勤務環境改善に向けた取組につきましては、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センター（以下「支援センター」という。）が担う役割や留意事項等については「医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項の施行について」の一部改正について（令和6年4月1日付厚生労働省医政局医事課長通知）（以下「通知」という。）でお示しさせていただいたところですが、この度、「医師労働時間短縮計画作成ガイドラインの一部改正について」（医政発1127第7号令和6年11月27日付け医政局長通知）に基づく、医師労働時間短縮計画作成ガイドライン（以下「作成ガイドライン」という。）の一部改正に伴い、医療機関が行う医師労働時間短縮計画（以下「計画」という。）の見直しを踏まえて支援センターの活動を行うため、下記を参考に適切に支援センターに係る毎年度の年次活動計画（以下「年次活動計画」という。）の見直しを実施していただくようお願いいたします。

なお、ご不明の点等につきましては、担当宛てにお問い合わせ願います。

<担当>

厚生労働省医政局医事課課長補佐 瀬部（内線:4416）

医師等医療従事者働き方改革推進室

医療勤務環境改善調整官 高橋（内線:4409）

代表 03-5253-1111、直通 03-3595-2189、FAX 03-3501-2048

1 年次活動計画の見直し

- 年次活動計画の見直しにあたっては、
 - ・ 特定労務管理対象機関の医師労働時間短縮計画の見直しの状況
 - ・ 自己チェックリスト（※）による当該年度の支援センターの活動の自己チェック等を確認した上で、見直しを実施すること。
 - ※ 「医療勤務環境改善支援に向けた年次活動計画の策定等について（依頼）（令和6年4月3日付厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室事務連絡）」送付資料

- （特定労務管理対象機関等の計画の暫定評価、計画の見直しを踏まえた対応）
- 特定労務管理対象機関は、作成ガイドラインの一部改正に伴い、当該年度の計画の暫定評価を行うため、第3四半期頃に、①計画の対象医師における時間外・休日労働時間、②取組状況、について実績及び当該年度における目標の達成見込みを確認し、実績確認後の第4四半期頃に次年度に向けて計画の見直しを行うこととしている。

- また、特定労務管理対象機関は上記の実績及び当該年度における目標の達成見込みを確認するにあたっては、作成ガイドラインに基づく参考資料（別添1、別添2-1、別添2-2）を作成し、作成後直ちに都道府県に提出することとし、遅くとも毎年2月15日までに都道府県に提出することとしているため、都道府県は、必要に応じて提出を求めること（※）。都道府県は、提出された参考資料について、支援センターに共有し、特定労務管理対象機関の計画の見直し等について支援を行うこと。
 - ※ 令和6年度に実施する暫定評価時は参考資料を都道府県に提出しないこととしている。そのため、令和6年度においては、参考資料の別添1に代えて「医師の働き方改革の施行後調査等について（依頼）」（令和6年10月1日付け事務連絡）における「2. 特定対象医師の時間外・休日労働の実態調査の実施について」の調査結果を参考とすること。また、参考資料の別添2-1、別添2-2に代えて、特定労務管理対象機関に情報提供する労働時間短縮に向けた取組の実施状況の情報を参考とすること。

- 更に、都道府県は、提出された参考資料を踏まえて、第4四半期（概ね2～3月）に、
 - ・ 特定労務管理対象機関の計画の進捗状況の把握
 - ・ 管内の医療機関が抱える課題の把握、
 - ・ 重点的に支援する医療機関の優先順位や支援方針及び支援方法、
 - ・ 次年度の成果目標の設定
 等について連絡調整会議等において関係者間で共有するとともに、自己チェックリストを活用してその時点における活動について自己チェックを実施し、当該年度の年次活動計画の暫定評価と次年度に向けた年次活動計画の見直しを検討すること。

- なお、自己チェックの際には、都道府県の勤務環境改善担当者のほか、その他の関係者（都道府県労働局、都道府県労働局が実施する医療労務管理支援事業受託者、厚生労働省の委託事業で活動するスーパーバイザーなど）が同席してチェック

を実施することを想定している。

- 特定労務管理対象機関は、暫定評価に基づく次年度の計画の見直しを実施し、3月末までに見直し後の計画を作成し、直ちに都道府県に提出（遅くとも4月15日迄）に提出。見直しが無い場合はその旨の届出）をすることとなっている。そのため、都道府県は、見直しによる変更後の計画を踏まえ、年次活動計画を作成すること。作成した年次活動計画は7月末までに厚生労働省に提出すること。

（特定労務管理対象機関の計画の最終評価等を踏まえた対応）

- 特定労務管理対象機関は、第1四半期（概ね4～5月）に、前年度の医療機関における①特定対象医師等の計画の対象医師における時間外・休日労働時間の実績、②取組状況を確認し、年度における目標の達成状況の最終評価を行うこととしており、その結果、計画を変更する必要があると認めた場合には、計画を変更することとしている。
- また、特定労務管理対象機関は上記の実績及び当該年度における目標の達成見込みを確認するにあたっては、作成ガイドラインに基づく参考資料について、特定労務管理対象機関は作成後直ちに都道府県に提出することとし、遅くとも毎年6月末日までに都道府県に提出することとしているため、都道府県は、必要に応じて提出を求めること。都道府県は、提出された参考資料及び変更があった場合の変更後の計画を踏まえ、年次活動計画の変更が必要な場合には、変更を検討すること。年次活動計画を変更した場合には、遅滞なく厚生労働省に提出すること。
- 年次活動計画の作成の際には、支援センターの運営協議会等の場を活用して、開催地域の関係者（都道府県医師会、看護協会、病院団体、大学病院、社会保険労務士会、医業経営コンサルタント協会、都道府県労働局その他地域の実情に応じた関係機関）との連携体制を構築していただき、この場で年次活動計画の策定や実施に関する協議を行うなど適切に連携していただきたいこと。
併せて、年次活動計画の実施に際しての各関係者間での役割分担や取組ごとの実施時期等についても必要な協議を実施いただきたいこと。

2 年次活動計画の記載事項

- 年次活動計画に記載する主な内容は、「医療従事者の勤務環境の改善に関する年次活動計画、自己チェックリスト等の提出について（依頼）」（令和6年6月28日厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室事務連絡）の1（1）のとおり（以下再掲）。
なお、年次活動計画の記載項目例及び記載例は別添1のとおり。

(年次活動計画に盛り込む主な内容)

※ 医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項の施行について」(最終改正：令和6年4月1日付け医政医発0401第1号)3③(6)イから抜粋

- 勤務環境の改善に当たって管内の医療機関が抱える課題
- 課題を踏まえて本年度中に重点的に支援する医療機関の優先順位や支援の方策等地域の医療機関に対する支援方針
- 手引書や医師労働時間短縮計画に取り組む医療機関に対する支援方法(例：アドバイザー派遣等の訪問支援、支援センター等での相談対応、地区別合同相談会等)
- 支援センターの設置方法(直営又は委託)、予算確保の見通し等
- 成果目標(例：相談／引き合い件数(支援病院数)、支援案件数、1支援先あたりのアドバイザー稼働人数(平均)、1アドバイザーあたりの支援病院数、労務管理／医業経営アドバイザー協働支援件数、支援先の評価(支援後のアンケート結果等)等)
- その他、各医療機関における医師労働時間短縮計画の進捗状況の把握、当該計画に基づく勤務環境改善に関する取組等の円滑な実施に必要と考えられる事項(例：計画策定後のフォローアップと見直しの支援等)
- なお、年次活動計画の作成に当たっては、「医療勤務環境改善支援センター自己チェックリスト(令和5年度厚生労働省委託事業「医療従事者勤務環境改善のための助言及び調査業務」成果物。以下「自己チェックリスト」という。)」を活用しつつ、都道府県が主体となって支援センターのアドバイザー等と連携しながら支援センターの活動状況の確認を行い、未実施の項目があった場合には、改善の必要性や取組の方向性等について運営協議会等で議論した上で年次活動計画に位置づけ、必要な取組を実施すること。

3 策定した年次活動計画の提出等

- 各都道府県で策定いただく毎年度の年次活動計画については、策定後、運営協議会等において地域の関係者間で共有していただくこととなるが、策定した年次活動計画や自己チェックの結果については、厚生労働省にも提出していただく予定であり、提出時期や提出方法等の詳細は都度連絡する。